

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
① 対象工事の選定	1	施工に必要な実日数が1日のような工事でも、対象となるか。	対象となります。	左と同じ。
	2	例示のある「緊急的、時間的制約があるもの」の具体的な想定は何か。	例1：供用予定日が決まっている工事 例2：予算執行上、年度を跨いでの工期延期はできないなど、完成工期が決まっており、週休2日が困難な工事	—
② 実施方法	3	週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。	当初積算では週休2日の補正を行いません。設計変更時に現場閉所状況に応じて補正を行ってください。	当初から見込みます。
	4	週休2日を達成しなかった場合、成績評定での減点はあるのか。	成績評定での減点措置は行いません。	左と同じ。
	5	施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのか。	指定様式「週休2日工事の実施希望の報告について」により、「2. 希望しません」へ変更し、再提出してください。この場合、結果的に週休2日を達成しても、週休2日の補正は行いません。	—
	6	対象期間が数日で、対象期間内に土日等がない場合は、現場閉所をしなくても達成となるのか。	達成となります。	左と同じ。
	7	休日の実績確認は、作業日報や出勤簿を確認しなければならないのか。	原則、休日等取得実績表のみで判断します。しかし、虚偽が判明した場合、関係法令により処罰の対象になります。なお、特に疑義があれば、監督職員の判断により出勤簿等の提示を求めることがあります。	左と同じ。
	8	休日の実績で下請け労働者の出勤簿の提示も求められるのか。	A7と同じ	左と同じ。
	9	増工となった場合に、工期延期日数をどのように設定すればよいのか。	まず、発注者において、増工分に対して、積上方式により延期日数を算出してください。その後、工期に関する特記仕様書に基づき、受注者との協議を経て、延期日数を定めてください。なお、この場合対象期間は延期後の工期の末日の前日から起算して20日前にあたる日までとなります。	左と同じ。
	10	精算時より前に週休2日工事補正を行うことは可能か。	精算時より前であっても、設計変更することは可能です。設計変更時点の現場閉所状況及び設計変更時点以降に想定される現場閉所状況により判断してください。なお、精算時に必ず実績を確認してください。	左と同じ。

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
② 実施方法	11	施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組む場合、施工箇所ごとに休日取得状況を確認し、補正を行うのか。	施工箇所ごとに判断するのではなく、1契約単位で現場閉所状況を確認し、補正を行ってください。	左と同じ。
	12	工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正は行うのか。	工場製作は週休2日工事の補正を行いません。	左と同じ。
	13	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まれないが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役(R)には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用(α)に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。
	14	維持管理業務(一括発注方式)においても、休日取得計画表等による取得計画の提出が必要か。	維持管理業務(一括発注方式)等の施工計画表の提出を求めている業務については、取得計画の提出は不要です。	—
③ 対象期間の設定及び現場閉所(休日)の取り扱い	15	電柱移転や地元調整等で着工が遅れた場合や施工ができない期間があった場合の取り扱いはどうしたらよいか。	その原因を明確にし、必要に応じて適切に対応してください。 ●発注者に責がある場合： ①工事が動いていない期間が明確である場合は、当該期間を「発注者が週休2日の対象としない期間」として、対象期間から除外することができる。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休日扱いとしてよい。 ●発注者に責がない場合：上記②と同じ。	左と同じ。
	16	工事着手とはいつのことか。	共通仕様書1-1-1-2 42.に示す工事着手をいいます。 (原則、工期始期日より30日以内(共通仕様書1-1-1-10)。)	左と同じ。
	17	工期の末日より早期に工事が完了した場合はどのように取り扱えばよいか。	工事完成通知書提出日から起算して20日前にあたる日から工期の末日までは、「発注者が週休2日の対象としない期間」として、対象期間から除外してください。	左と同じ。
	18	夏季休暇3日間とあるが、どのように取り扱えばよいか。	夏季休暇は、お盆期間を含む工事において、土日以外の任意の3日間の現場閉所を必要とします。	左と同じ。
	19	現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのようなことなのか。	現場管理上必要な作業とは以下のような作業です。 ・巡回パトロールや保守点検 ・コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業 ・交通誘導警備 ・その他、監督職員が必要と認めた作業	左と同じ。

Q	A	受注者希望型	発注者指定型
③ 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	20 維持管理業務等の工期が期間により定められている場合はどのように取り扱えばよいか。	・現場作業に最初に着手した日から、最終現場作業日と工期の末日の前日から起算して20日前にあたる日のいずれか早い日までとする。	
	21 創意工夫のみを行った日の取り扱いはどうか。	対象期間とします。現場閉所か否かは、創意工夫が現場管理上必要な行為かどうかで判断してください。 ・現場管理上必要な場合：現場閉所とみなします。 ・現場管理上必要ではない場合：通常工事と同じ（現場閉所とはなりません。）	左と同じ。
	22 一般資材の納入を待っている期間は、工場製作期間として取り扱い対象期間外か。	工場製作期間ではありませんので、対象期間とします。	左と同じ。
	23 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。	対象期間中の現場閉所の合計日数で判断しますので、土・日曜日を必ず休日とする必要はありません。	左と同じ。
	24 大雨、大雪により休工となった場合も休日としてカウント出来るのか。	雨天、降雪等により、現場及び現場事務所が閉所されていれば現場閉所とみなします。	左と同じ。
	25 現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪業務等）をしていた場合も現場閉所となるのか。	現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているため、現場閉所とみなします。 現場閉所率を経費の補正や評価の指標としており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本試行の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。	左と同じ。
	26 現場事務所です務作業を行うだけであれば現場閉所とみなしてよいか。	現場閉所とはなりません。現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて実施されていない状況を指します。	左と同じ。
	27 現場事務所でなく、会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。	現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはなりません。	左と同じ。
	28 施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合には現場閉所として扱えるのか。	仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超えるものについては、現場作業とみなします。	左と同じ。
	29 一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱えるのか。	一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします（一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所とはなりません。）。	左と同じ。

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
③ 対象期間 の設定 及び 現場閉 所（休 日） の取 り扱 い	30	工食用道路を他工事と供用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、現場閉所となるのか。	交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。	左と同じ。
	31	半日休工を2回行った場合、1日分の休日としてカウントできるのか。	1日を通して現場閉所がなされている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所として認められません。	左と同じ。
	32	夜間工事の場合の現場閉所日の考え方は。	作業日の翌早朝の作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。 （夜間工事・2交替工事の事例を参考）	左と同じ。
	33	2交替工事の場合の現場閉所日の考え方は。	2交替工事の2の組が翌早朝に行う作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。 （夜間工事・2交替工事の事例を参考）	左と同じ。
④ 工事費 の積 算	34	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	週休2日でない場合の見積仕様を示したうえで見積を行っていて、歩掛内の機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。	左と同じ。
発⑤ 行履 行証 明書 の	35	発注者指定型の場合で、対象期間終了後に提出された休日等実績表を確認した結果週休2日を達成しなかった場合、現場の閉所状況に応じた証明は行うのか。	—	週休2日を達成した場合のみ、履行を証明するものとします。

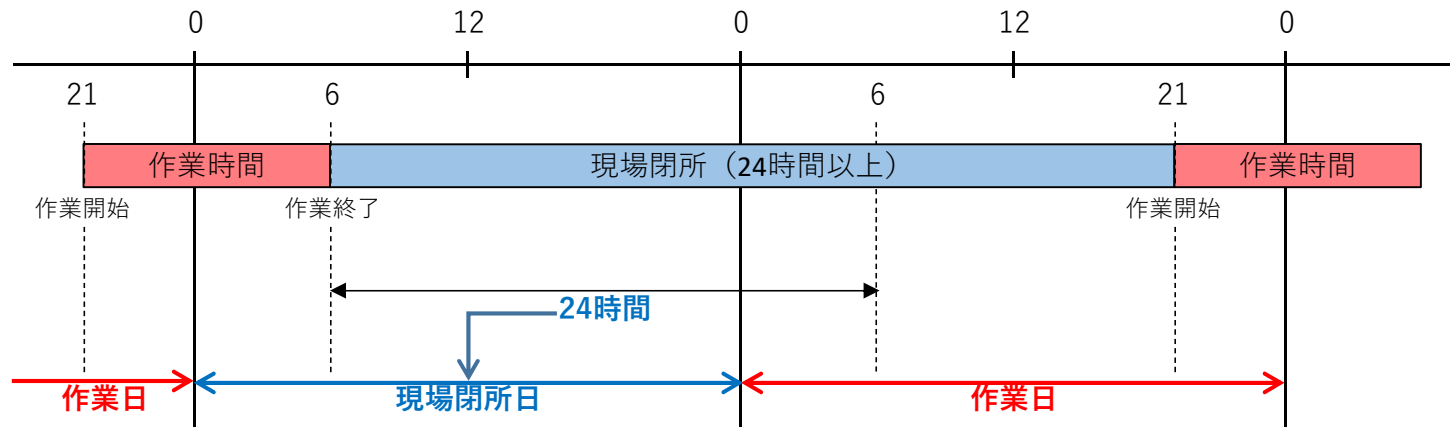
Q		A	受注者希望型
① 対象工事の選定	1	現場閉所困難な工事とは、どのようなものを想定しているか。	例1:維持管理業務（一括発注方式） 例2:現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制・出水期・完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事） 例3:災害復旧工事等 例4:災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
	2	災害復旧工事は、交替制による週休2日工事の対象となるか。	要領に記載のとおり、対象となります。
② 実施方法	3	施工計画書への記載方法は、具体的にどのように行うのか。	休日取得状況に加え、「出勤簿」、「KY活動参加者名簿」等の既存資料による確認を基本としています。また、受発注者協議のうえ、CCUS（建設キャリアアップシステム）を用いた確認も可能です。
	4	週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。	当初積算では週休2日の補正を行いません。受注者から実施の希望があり、かつ、対象となる作業員が必要な休日数を満たしている場合は、設計変更時に補正を行います。
	5	週休2日（交代制）を達成できなかった場合、成績評定での減点はあるのか。	成績評定での減点措置は行いません。
	6	施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのか。	指定様式「週休2日工事の実施希望の報告について」により、「2. 希望しません」へ変更し、再提出してください。この場合、結果的に週休2日を達成しても、週休2日の補正は行いません。
	7	当該現場に従事する技術者等が休日を取得した場合は、必ず交代要員を充てなければならないのか。	技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はありません。
	8	「施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者・技能労働者」を休日確保の確認対象者としているが、建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については、確認対象者となりえるか。	施工体制台帳に記載されたすべての労働者が休日確保の確認対象者となります。したがって、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人で施工体制台帳に記載されていない場合は確認対象者にはなりません。
	9	1日でも当該工事に従事した場合は、休日確保の確認対象者となるのか。	当該工事の施工台帳に記載された労働者が従事した場合は、休日確保の確認対象者となりますが、非常勤（臨時）及び従事期間が1週間未満である者は、対象外とします。
	10	「対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。」としているが、判断基準（具体的日数等）は何か。	常勤ではなく、日数や時間数を限って一時的に勤務し当該工事に従事する者を想定しています（合計の勤務日数が7日未満）。

Q		A	受注者希望型
② 実 施 方 法	11	現場代理人は工事現場に常駐することと契約書で定められているため、現場代理人は休日取得はできないのか。	契約書第10条第3項にて、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければならないというものではありません。現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で確認することとなります。
	12	監理技術者は専任の者でなければならないのか。	専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。
	13	休日取得の確認方法については、既存資料の提示を求め確認するとしているが、具体的にはどのようなものか。最低限確認することとなっている全対象者の休日取得状況が分かる一覧表以外にも必要なのか。	一覧表のみと考えています。その根拠としてKY 実施記録等を想定していますが、資料作成の負担とならない方法で監督職員に確認して下さい。
	15	測量業者などは休日確保の確認対象となるか。	確認対象となりません。 (測量業者等は公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工に該当しないため。)
	16	増工となった場合に、工期延期日数をどのように設定すればよいのか。	まず、発注者において、増工分に対して、積上方式により延期日数を算出してください。 その後、工期に関する特記仕様書に基づき、受注者との協議を経て、延期日数を定めてください。 なお、この場合対象期間は延期後の工期の末日の前日から起算して20日前にあたる日までとなります。
	17	精算時より前に週休2日工事補正を行うことは可能か。	精算時より前であっても、設計変更することは可能です。設計変更時点の休日取得状況及び設計変更時点以降に想定される現場状況等により判断してください。なお、精算時に必ず実績を確認してください。
	18	施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組む場合、施工箇所ごとに休日取得状況を確認し、補正を行うのか。	施工箇所ごとに判断するのではなく、1契約単位で現場状況を確認し、補正を行ってください。
	19	工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正は行うのか。	工場製作は週休2日工事の補正を行いません。
	20	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まれないが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役(R)には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用(α)に週休2日工事の補正は行いません。

Q		A	受注者希望型
③ 対象期間 の設定 について	21	地元調整等で着工に遅れた場合や施工ができない期間があった場合の取扱いはどうしたらよいのか。	その原因を明確にし、必要に応じて適切に対応して下さい。 ●発注者に責がある場合： ①工事が動いていない期間が明確である場合は、当該期間を対象期間から控除することが できる 。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休日扱いとしても よい 。 ●発注者に責がない場合：上記②と同じ。
	22	工事着手日とはいつのことか。	共通仕様書1-1-1-2 42. に示す工事着手をいいます。 (原則、工期始期日より30日以内（共通仕様書1-1-1-10）。)
	23	工期の 末日 より早期に工事が完了した場合 は どのように取り扱えばよいのか。	工事完成通知書提出日から起算して20日前にあたる日から工期の 末日 までは、「発注者が週休2日の対象としない期間」として、対象期間から除外してください。
	24	維持管理業務等の工期が期間により定められている場合はどのように取り扱えばよいのか。	・現場作業に最初に着手した日から、最終現場作業日と工期の 末日の前日 から起算して20日前にあたる日のいずれか早い日までとする。
④ 工事費 の積算	25	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	見積仕様を示した うえ で見積を行っていて、歩掛内の機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。
	26	補正係数について、週休2日工事（土木部編）は現場閉所の場合と交替制の場合で異なるが、週休2日工事（港湾・漁港漁場工事編）においては、現場閉所と同じ補正係数により交替制の補正を行って良いのか。	交替制の場合も現場閉所と同じ補正係数により補正を行って下さい。 休日確保の確認対象者全員が必要な休日数 を確保した場合、補正の対象となります。

夜間工事・2 交替工事の事例

1. 夜間工事の場合



2. 2 交替工事の場合

